

約款新旧対照表

【ウェブサイトサービス約款】

※表中「旧約款表記」内青文字を「新約款表記」内赤文字へ変更

該当箇所	旧約款表記	新約款表記	内容
第3条（本サービスの利用）	<p>第3条 本サービスの利用</p> <p>4. 利用者は、本約款に基づいて本サービスの提供を受ける権利を譲渡することはできない。</p>	<p>第3条 本サービスの利用</p> <p>4. 利用者は、本約款に基づいて本サービスの提供を受ける権利を譲渡することはできない。但し、第38条、第39条、第40条、第41条のいずれかに該当し、当社が定める譲渡手続に従い、当社が譲渡承認を行った場合はこの限りではない。</p>	<p>利用者が当社より提供されるサービスに関する権利について譲渡による例外措置を追加しました。</p>
第38条（契約事項の変更の届出）	<p>第38条 利用者の連絡先の変更</p> <p>1. 利用者はその商号、担当者名、住所、電話番号または電子メールアドレスなどに変更があったときは、当社に対し速やかにその旨を当社所定の方法で届け出なければならない。 ただし、届出が到達し、かつ当社が変更の事実を確認するまでは、当社は当該変更がないものとして本サービスを提供する。</p> <p>2. 前項の届出がなく、申込時に通知された連絡先に連絡が取れないことにより引き起こされる損害（例えば、当社からの電子メールによる請求書の不到達による支払遅滞等の事由により、サーバーが停止されることによる損害など）に対して、当社は一切の責任を負わない。</p>	<p>第38条 契約事項の変更の届出</p> <p>1. 利用者は、申込書記載事項（商号、担当者名、住所、電話番号または電子メールアドレスなど）に変更があった場合、所定の様式により速やかに当社に対して届け出るものとする。</p> <p>2. 利用者である法人が合併した場合に、合併後存続する法人または合併により新設された法人は、合併の日から14日以内に当社所定の書類を当社に届け出るものとする。</p> <p>3. 当社は、前二項の変更の届出が遅れたことまたは利用者が当該届出を怠ったことにより利用者または第三者が被ったいかなる損害についても責任を負わないものとし、当該届出が遅れたことまたは利用者が当該届出を怠ったことにより当社からの通知または報告が不着または延着となった場合でも、通常到達すべき時期に到達したとみなすことができるものとする。</p> <p>4. 当社は、利用者について次の事情が生じた場合は、利用者の同一性または事業の継続性が認められる場合に限り、第2項および第3項を準用する。</p> <p>i. 個人から法人への変更 ii. 利用者である法人の分割または事業譲渡による新たな法人への承継 iii. 利用者である任意団体の代表者の変更 iv. その他前各号に類する変更</p>	
第39条（相続）	<p>第39条 契約上の地位の継承</p> <p>利用者である法人の合併（破産の原因たる事実が生じるおそれがあること、事業の継続に支障をきたすことなく弁済期にある債務を弁済することができないこと等の事由による合併や事業譲渡が含まれる）により、利用者たる地位が他の法人に承継されたとき、当該地位を承継した法人は、当社に対し、速やかにその旨を申し出なければならない。</p>	<p>第39条 相続</p> <p>1. 利用者であった個人が死亡した場合、利用契約は終了するものとする。ただし、相続の開始から14日以内にその利用契約上の地位を単独で承継するとして相続人が当社所定の書類を届け出た場合、当該相続人は、利用契約上の地位を承継できるものとする。</p>	<p>利用者死亡におけるサービスの相続について追加を行いました。</p>
第40条（利用契約上の地位等の継承・譲渡等）	<p>第40条 本約款の変更</p> <p>1. 当社は本約款の内容を利用者に対して予告なく変更することができる。この場合、変更された約款は当社のウェブサイトに掲載することによって利用者に通知されたものとし、利用者は変更後の約款に従うことを同意したものとみなす。なお、利用者は変更された本約款の内容を知るために、当社ウェブサイト等を定期的に確認する責任を負う。</p> <p>2. 変更内容および条件が本サービスの基本的な事項に関わる場合、当社の定める方法で利用者に通告する。本約款の一部が違法、不当、その他なんらかの理由により無効であると断定された場合でも、他の部分の有効性に影響を及ぼすことはないものとする</p>	<p>第40条 利用契約上の地位等の継承・譲渡等</p> <p>1. 利用者は、当社の事前の書面による承諾がない限り、利用契約上の地位もしくは権利を第三者に譲渡し、担保として提供等し、または利用契約上の地位もしくは義務を第三者に引き受けさせることはできない。</p> <p>2. 利用者は、本サービスの利用に関して当社が発行したアカウントを用いて第三者が行った一切の行為（不作為を含む）について、利用者の関与の有無を問わず、当社に対し、利用契約または法令に基づく民事上の一切の義務ないし責任を負うものとする。</p>	<p>旧約款 39条の条文を考慮しつつ譲渡に関連する条項を追加しました。</p>

第41条 (本契約の変更)	第41条 本約款の優先性 本約款は利用締結前の一切の口頭における約束や当社と利用者との間で合資した文書に優先する。	第41条 本約款の変更 1. 当社は本約款の内容を利用者に対して予告なく変更することができる。この場合、変更された約款は当社のウェブサイトに掲載することによって利用者に通知されたものとし、利用者は変更後の約款に従うことを同意したものとみなす。なお、利用者は変更された本約款の内容を知るために、当社ウェブサイト等を定期的に確認する責任を負う。 2. 変更内容および条件が本サービスの基本的な事項に関わる場合、当社の定める方法で利用者に通告する。本約款の一部が違法、不当、その他なんらかの理由により無効であると断定された場合でも、他の部分の有効性に影響を及ぼすことはないものとする。	旧約款 第40条の条文を移動しました。
第42条 (本契約の優先性)	第42条 準拠法 本約款は日本国法に準拠し、日本国法に従って解釈されるものとする。	第42条 本約款の優先性 本約款は利用締結前の一切の口頭における約束や当社と利用者との間で合資した文書に優先する。	旧約款 第41条の条文を移動しました。
第43条 (準拠法)	第43条 裁判管轄 本約款につき紛争が生じた場合には宮崎地方裁判所を管轄裁判所とする。	第43条 準拠法 本約款は日本国法に準拠し、日本国法に従って解釈されるものとする。	旧約款 第42条の条文を移動しました。
第44条 (裁判管轄)	第44条 完全合意 本約款は、利用契約締結以前の、または利用契約と同時に存在する、書面または口頭による利用者当社との間の一切の通知、連絡または合意等に優先し、本約款の規定と異なる条件またはその他の規定にも拘束されない。	第44条 裁判管轄 本約款につき紛争が生じた場合には宮崎地方裁判所を管轄裁判所とする。	旧約款 第43条の条文を移動しました。
第45条 (完全合意)		第45条 完全合意 本約款は、利用契約締結以前の、または利用契約と同時に存在する、書面または口頭による利用者当社との間の一切の通知、連絡または合意等に優先し、本約款の規定と異なる条件またはその他の規定にも拘束されない。	旧約款 第44条の条文を移動しました。
付則	本約款は平成26年11月11日から施行される。 平成24年10月29日制定 改定3回 平成25年 5月 1日改定 平成26年 3月 6日改定 平成26年 11月 11日改定	本約款は平成27年 4月 1日から施行される。 平成24年10月29日制定 改定4回 平成25年 5月 1日改定 平成26年 3月 6日改定 平成26年 11月 11日改定 平成27年 4月 1日改定	本改定にともなう適用日の変更を行います。